

稲城市選挙管理委員会告示第17号

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における得票数が同じであるときの当選人を決定するくじに関する規程を次のように定める。

令和8年10月2日

稲城市選挙管理委員会

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における得票数が同じであるときの当選人を決定するくじに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第95条第2項の規定に基づき、稲城市議会議員及び稲城市長の選挙において、得票数が同じであるときの当選人を決定するくじに関し必要な事項を定めるものとする。

(くじの方法)

第2条 くじは、1番から10番までの番号が表示された抽選棒によって行う。

2 前項のくじを引いたときは、その都度選挙立会人の確認を受けなければならない。

(くじを引く者)

第3条 くじを引く者は、得票数が同じである候補者本人とする。ただし、候補者本人がくじを引くことが困難な場合は、法第75条に規定する選挙長が当該候補者に代わってくじを引くものとする。

(予備くじ)

第4条 当選人を決定するくじを引く順序を決めるくじ（以下「予備くじ」という。）は、法第86条の4の規定による立候補の届出順に引くものとする。

(当選人を決定するくじ)

第5条 当選人を決定するくじは、前条の規定により引いた予備くじのうち、抽選棒に表示された番号が小さい順に引くものとする。

（当選人の決定）

第6条 選挙長は、前条の規定による当選人を決定するくじにおいて引いた抽選棒に表示された番号が小さい候補者を当選人と決定するものとする。

（くじの記録）

第7条 選挙長は、得票数が同じであるときの当選人を決定するくじの記録（別記様式）を選挙管理委員会書記に調製させ、選挙立会人とともに、これに署名するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、くじによる当選人の決定に関し必要な事項は、選挙長が別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第 7 条関係）

得票数が同じであるときの当選人を決定するくじの記録

- 1 選挙期日
- 年 月 日
- 2 選挙の種類
- 選挙
- 3 くじの日時
- 年 月 日 時 分

- 4 得票数が同じである候補者氏名及びくじを引く者の氏名

届出番号	候補者氏名	くじを引く者の氏名

- 5 予備くじの結果

候補者氏名	引いたくじの番号	順 序

- 6 当選人を決定するくじの結果

候補者氏名	引いたくじの番号	当選・落選

- 7 当選人の氏名

我々は、このくじの記録が真正であることを確認して、署名する。

選挙長

選挙立会人